

「常陽」 2次系配管室窒素ガス供給配管の設置

引合仕様書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗原子力工学研究所
高速実験炉部 高速炉第2課

1. 概要

本仕様書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」と記す）大洗原子力工学研究所高速実験炉「常陽」における２次系配管室窒素ガス供給配管の設置に関するものである。

2. 一般仕様

2.1 契約範囲

- (1) ２次系配管室窒素ガス供給配管の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 式
- (2) 試験検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 式
- (3) 図書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 式

2.2 図書

(1) 提出図書

図書名	提出時期	部数
① 工程表	契約後速やかに	3 部
② 委任又は下請負届（機構指定様式）作業開始 2 週間前まで	一式（下請負等がある場合に提出のこと。）	

(2) 確認図書

図書名	提出時期	部数
① 確認図	作業着手前*1	3 部
② 溶接施工要領書	作業着手前*1	3 部
③ 作業要領書	作業着手前*1 *2	3 部

（試験検査要領書含む）

(3) 作業着手に必要な書類

図書名	提出時期	部数
① 体制表	作業着手前*1 *2	1 部
② 作業着手手続書類一式	作業着手前*1 *2	1 部

（着手届、作業員名簿、一般安全チェックリスト等）

(4) 完成図書

図書名	提出時期	部数
① 作業報告書	作業終了後速やかに	2 部
② 試験検査成績書	作業終了後速やかに	2 部
③ 決定図	作業終了後速やかに	2 部
④ 実績工程	作業終了後速やかに	2 部
⑤ (2)の完成版	作業終了後速やかに	2 部
⑥ 取扱説明書	作業終了後速やかに	2 部

⑦ 試験検査用計器の校正成績書、

トレーサビリティ体系図 作業終了後速やかに 2 部

⑧ 作業写真集 作業終了後速やかに 2 部

(5) その他

図書名	提出時期	部数
① 打合せ議事録	打合せの都度	2 部
② 溶接士技能確認者リスト	作業着手前*1 *2	2 部
③ 非破壊検査従事者リスト	作業着手前*1 *2	2 部
④ 現地溶接検査記録	検査日の 1 週間前	2 部

*1 変更があった場合は、その妥当性（作業方法、作業員の技量管理、安全対策等）を確認し、速やかに再提出すること。

*2 現場作業着手に必要な書類は原則として、作業着手の2週間前までに提出のこと。

(6) 提出場所

茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番地

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所
高速実験炉部 高速炉第2課

2.3 作業実施場所

茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番地

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所
高速実験炉「常陽」

2.4 納 期

令和8年3月27日

詳細工程については原子力機構担当者と協議の上決定する。

2.5 検収条件

本仕様書の「3. 技術仕様」に定める事項を完了したこと及び完成図書の完納、3.5 試験検査の合格をもって検収とする。

2.6 現場作業

(1) 現場作業 有

現場作業があるため、大洗原子力工学研究所が定める「安全管理仕様書」に従うこと。

周辺防護区域（「常陽」フェンス内）へ立入る際は、「常陽」警備所にて本人確認が行われるため、作業員は全員、顔写真入りの身分証明書（運転免許証、パスポート等の公的身分証明書）を携帯するか、または、顔写真入りの作業員名簿を作成し、予め提出すること。

(2) 核物質防護区域内作業 無

(3) 放射線管理区域内作業 無

- (4) ナトリウム取扱作業 無

2.7 支給品

- (1) 電力等（既設取合点から以降は受注者の範囲）

- ① 工事用電力・・・・・・・・・・1 式

- (2) その他協議により合意したもの・・・1 式

2.8 貸与品

- (1) 仮設事務所用地・・・・・・・・・・1 式

- (2) 展開接続図・・・・・・・・・・1 式

- (3) 流量測定時に使用する直流電圧・電流発生器・・・1 式

- (4) その他協議により合意したもの・・・1 式

2.9 受注者準備品

- (1) 試験検査用計器・・・・・・・・・・1 式

- (2) 作業に使用する工具・・・・・・・・1 式

- (3) 技術仕様に定める作業に必要な資機材類・・・・・・・・1 式

2.10 適用法規

JIS、JEM、JEC 等の公的規格

2.11 検査員及び監督員

検査員

- (1) 一般検査 管財担当課長

監督員

- (1) 高速実験炉部 高速炉第2課 保守第1 チーム

2.12 作業員の力量

- (1) 現場責任者等教育修了者のうちから現場責任者を選任し、作業管理を行わせること。なお、現場責任者は、自らの判断で作業員を兼務してはならない。現場責任者が作業員を兼務する場合は、作業担当課長と協議すること。

現場責任者等教育の受講が必要な場合は、受講希望日の2週間前までに受講申請を行うこと。

- (2) 資格を必要とする作業では有資格者が実施すること。また、免状等を携帯し、提示要求された場合にはそれに応じること。

2.13 グリーン購入法の推進

- (1) 本契約においてグリーン購入法に該当する環境物品が発生する場合は、調達基準を満足した物品を採用すること。

- (2) 本仕様書に定める図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の適用対象であるため、当該基準を満たしたものであること。

2.14 化学物質管理促進法の推進

- (1) SDS 制度の対象となる化学物質（第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質）を取扱う場合は、作業前に SDS（化学物質等安全データシート）を 1 部提出すること。
- (2) 作業では、SDS を活用し取扱いに注意すること。
- (3) 作業終了後に、使用量、排出量を報告すること。

2.15 機密保持

- (1) 受注者は、この契約に関して知り得た情報を、第三者に開示、提供してはならない。ただし、受注者が下請負人を使用する場合は、その者に対して機密の保てる措置を講じて必要な範囲内で開示することができる。なお、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (2) 受注者は、この契約の内容又は成果を発表し、公開し、又は他の目的に供しようとするときは、あらかじめ、書面により原子力機構の承認を得なければならない。

2.16 産業財産権

産業財産権の取扱いについては、別添「産業財産権特約条項」に定められたとおりとする。

2.17 協 議

本仕様書に記載されている事項及び記載なき事項について疑義が生じた場合は、別途原子力機構と協議のうえ決定するものとする。

2.18 その他

- (1) 新設品、交換品には、労働安全衛生法施行令で使用が禁止されている石綿を含有する製品は使用しないこと。
- (2) 現場作業で使用する電動機器及びエンジン機器は、あらかじめ外観点検や絶縁抵抗測定等の点検を実施し、異常のないことを確認した上で使用すること。
- (3) 受注者は、環境保全に関する法規を遵守するとともに、省エネルギー、省資源及廃棄物の低減に努めること。
- (4) 受注者は、大洗原子力工学研究所構内に乗り入れる車両のアイドリングを禁止し、自動車排気ガスの低減に努めること。
- (5) 受注者は、全ての下請業者に契約要求事項、設計図書、設計の背景、注意事項等を確実に周知徹底させること。また、下請業者の作業内容を把握し、品質管理、作業管理、工程管理をはじめとするあらゆる点において、下請業者を使用したために生じる弊害を防止すること。万一、弊害が生じた場合には、受注者の責任において処理すること。
- (6) 現場作業の実施にあたっては、当日の作業内容について担当者と打合せを行い、TBM/KY を実施してから作業に着手すること。TBM/KY 記録は現場に掲示すること。
- (7) 作業者は、作業区域を明確にするとともに、原子力機構の貸与する「作業表示板」「仮置表示板」を掲示すること。また、必要に応じて作業区域に関係者以外の立入りを制限する等の安全対策を施すこと。
- (8) 現場作業における据付または試運転のための機器等の運転・切替・停止、電源の遮断・投入等の操作は、原子力機構が行うものとする。

- (9) *大型特殊工具等を「常陽」周辺防護区域内に持ち込む場合（「常陽」警備所を通過して持ち込む場合等）は、「常陽」指定の申請書にてあらかじめ申請を行うこと（申請したもの以外は持ち込めない）。

*大型特殊工具等とは、以下のものを指す。

- ① 大型バール（長さが 750 mmを超えるもの）
 - ② ボルトカッタ（電動、油圧）、せん断装置、ディスクグラインダ（ベビーサンダ）、セーバソー、バンドソー等
 - ③ コアドリル（直径 100mm 以上のもの）
 - ④ ホールソーとセットで持ち込む電動ドリル、充電式ドリル（キリとのセットの場合及び充電式ドライバは除く）
 - ⑤ 溶断装置（ガス、電気、プラズマ）
 - ⑥ 液体燃料（危険物第 4 類に属し、数量が指定数量の 1/20 を超えるものに限る（自走のための車両の燃料タンク内のものは除く））
 - ⑦ 爆発物（火薬類、危険物第 5 類に属するもの、可燃性ガス（充填量が 7m³ 以上のボンベ））
 - ⑧ 建設機械等（クレーン車、ブルドーザ、ホイールローダ、油圧ショベル（ユンボを含む）、エアーハンマ、ハンマードリル等）
- (10) 原子力機構が所有する天井クレーン、フォークリフト等を使用する場合、ボンベ設置・溶接機設置・火気使用・電源使用許可願、撮影許可申請を行う場合は、原則 2 週間前までに申請を行うこと。
- (11) 本作業に使用する工具及び消耗品等の機器内等への置き忘れを防止するため、使用工具類リスト及び消耗品リスト等によって管理し、作業前後に員数を確認すること。
- (12) 作業において、問題点又は不具合点が発見された場合は、速やかに原子力機構担当者に連絡すること。なお、何らかの対応が必要と判断した場合は、原子力機構と協議の上、以下の措置をとること。
- ① 現地での対応の適否を原子力機構担当者と検討し、現地で対応可能なものは現地で、現地で対応不可能なものは工場等へ持ち帰り修復すること。
 - ② 工場等、原子力機構外へ持ち出す場合は、原子力機構で規定されている「物品持出票」を提出し許可を受けること。
 - ③ 問題点または不具合点については、その内容と対応を記録に残すこと。
- (13) 試験検査は、JIS、JEM、JEC 等の公的規格を適用し実施すること。受注者の社内規格を適用する場合は、予め原子力機構の許可を得ること。
- (14) 報告書には、以下を記載すること。
- ① 交換した部品等の名称、型式、数量、製造メーカを明記すること。
 - ② 検査に使用した計器の名称、型式、計器校正の有効期限を記載すること。また、報告書に、使用した計器のトレーサビリティ体系図及び校正成績書を添付すること。
- (15) 試験検査用計器については、国家標準まで辿れるトレーサビリティ体系に基づき校正されたものを使用すること。この際、トレーサビリティ体系上にある上位計器-下位計器の計測精度、校正有効期限

等の関係に齟齬ないことを確認すること。

(16) 以下に従い写真を撮影し、作業報告書に添付すること。

- ① 一連の作業状況の写真
- ② 原子力機構が指示した写真
- ③ 不具合が生じた場合の状況写真
- ④ 部品交換前後の対象部位及び部品の比較写真

(17) 作業において発生した撤去品のうち、スクラップについては、鉄・非鉄に分別して原子力機構の指定する場所（大洗原子力工学研究所内）まで運搬すること。スクラップ以外の撤去品については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて受注者が処分すること。また、作業のために持ち込んだ不要資材及び作業残材については、受注者が全て持ち帰ること。また、作業で発生した廃石綿については、容積が 45 ㍓以下の透明且つ耐水性の袋で 2 重に梱包し、2 重のうちの外側の袋は、特別管理産業廃棄物である旨が表示された専用の袋とすること。

(18) 受注者は、作業実施前に装置及び作業等の危険要因を評価するためのリスクアセスメントを実施すること。SRA（簡易リスクアセスメント）及び DRA（詳細リスクアセスメント）の何れを実施するかは別途原子力機構と調整すること。ただし、過去に同様の作業を実施した際にリスクアセスメントを実施した場合等、原子力機構が必要ないと判断した場合は、リスクアセスメントを実施しなくてよい。

(19) 製作、据付、試験検査の各段階において材料の選定、識別、保管、機器内部への異物混入防止等の方法及び必要な対策を定めて適切に管理すること。また、系統の識別の方法及び必要な対策を定めて適切に管理すること。

(20) 火気等を使用する場合は、以下の事項を要領書に記載し遵守すること。

（火気使用作業は、ガスバーナ、グラインダー、溶接機、ヒータ、電気機器等を使用することである。）

- ・火気使用工事届出書に記載した注意事項を厳守すること。
- ・要領書の手順に火気の使用と使用する場所の安全対策を明記すること。
- ・火気と可燃性溶剤等を同一作業エリア内で同時に使用することを厳禁とすること。
- ・火気使用作業の要領（手順）に、火気使用、作業内容、「溶接・溶断等火気使用作業時の点検・確認票」による確認（ホールドポイント）をすることを明記する。また、要領書に「溶接・溶断等火気使用作業時の点検・確認票」を添付すること。
- ・火気使用前に「可燃物が無いこと」を確認すること。また、同一作業エリア内に可燃性溶剤（有機溶剤、スプレー類など）等、火気と離れていても引火する可能性のある可燃物が使用されていないことを確認すること。
- ・火気使用前に可燃性溶剤等が当日使用されている場合は、可燃性ガス検知器等で滞留がないことを確認すること。滞留がある場合は、無くなるまで換気等を実施すること。
- ・火気を使用する場合は、火気使用表示、作業エリア内の全作業員に周知すること。
- ・火気使用時に同一作業エリアに可燃物、可燃性溶剤等を保管する場合は、防災シート、スパッターシー

ト等で覆い作業場所から離すこと。

(21) 可燃性溶剤等を使用する場合は、以下の事項を要領書に記載し遵守すること。

(可燃性溶剤等とは、危険物、有機溶剤、有機塗装、スプレー類、潤滑油、制御油、燃料油、LPG 等である。)

- 要領書の手順に可燃性溶剤等の使用が分かる様に記載すること。
- 防火対策（消火器の位置の確認）を徹底すること。
- 可燃性溶剤等の危険有害要因として取り上げること。
- 噴霧した溶剤等を滞留させない、滞留しやすい場所を避ける、換気を行うこと。
- 周囲に火気等がないことを確認すること。
- スプレー類について、噴射角が広いなど必要以上に噴射していないか、漏れがないか、作業員の指に液が付着しやすくないかの観点から使用前点検を行うこと。
- 持ち込む可燃性溶剤等の名称、種類、量等を要領書へ記載すること。

(現場への持ち込み量は最小限の持込とし、無くなったら補充することとする。)

(22) 公的規格が定められていない材料を使用する場合は、下記の事項を行うこと。

- ① 公的規格が定められていない材料について、材料メーカーでの材料証明書発行に当たり、材料メーカーの品質管理部門等が確認したことを受注者が確認すること。
- ② 公的規格が定められていない材料で直接性能確認ができないものについては、必要に応じ、受注者が元データの確認を行うこと。

(23) 受注者は、検収の日から1年間は、文書の保管を検索し易いように整理して保管場所を決め、常にその所在を明確にしておくこと。

(24) 文書を変更した場合は、旧文書の誤用を防止するよう適切に管理すること。

(25) 本契約に関して必要な許可、認可、承認等の申請に関する手続きを行うときは、当該手続きに必要な資料を提出する等、協力すること。

(26) 本件に関し品質保証監査が行われ、資料の提示等、品質保証監査に協力を求められた場合は、協力すること。

(27) 受注者は、調達後における保安に関する維持（取扱の注意事項等）又は運用（混載禁止等）に必要な技術情報を提供すること。

2.19 受注者の責務

受注者は、本仕様書及びその他の付属文書等に定めるところに従い、本仕様書に定める受注者の責務を誠実に遂行すること。

2.20 個人情報の保護

本契約で得られた個人情報は、本契約以外の目的に使用しない。

3. 技術仕様

3.1 概要

ナトリウムと湿分等との反応に伴い発生した水素が蓄積するおそれがある火災区画（主冷却機建物の2次系配管室・配管路(A),(B)）に窒素ガスを供給し、水素の濃度を燃焼限界濃度以下に抑制するための窒素ガス供給配管を設ける。なお、窒素ガス供給配管は2次系配管室入口の階段室まで設置されている。

3.2 対象設備

窒素ガス供給設備の2次系配管室消火用窒素ガス配管

〔既設配管の仕様〕

- ・材 料：炭素鋼（STPG370）
- ・サイズ：15A, Sch 80
- ・最高使用圧力：0.94MPa[gage] (9.5kg/cm²[gage])
- ・窒素ガス供給ヘッド圧力：約 0.7MPa[gage]

〔既設グローブ弁の仕様〕

- ・メーカ：SHORITSU
- ・サイズ：1/2B
- ・レイティング：150-800
- ・タイプ：GLOBE
- ・ボディ：SFVC2A
- ・ステム：13cr
- ・ディスク：13cr
- ・シート：STL

3.3 作業範囲

- (1) 2次系配管室窒素ガス配管の追加設置
- (2) グローブ弁の交換及びゲート弁の取付
- (3) 2次系配管室窒素ガスの圧力及び流量測定
- (4) 試験検査

3.4 作業内容

以下に作業内容を示すが、作業に必要な資機材類は全て受注者側にて準備すること。

- (1) 2次系配管室窒素ガス配管の追加設置（図 1-1、図 1-2、図 2 参照）

2次系配管室前の階段室まで設置されている2次系配管室消火用窒素ガス配管を2次系配管室内まで延長し、2次系配管室内に窒素ガスを供給出来るように配管を設置する。既設配管は 15A, Sch 80 であるが、2次系配管室内は 25A, Sch80 で設置する。配管には、流量測定用配管(治具)が接続

出来るようにフランジを取付ける。また、扉枠に配管を貫通させる際、既設物に干渉しないように留意し、扉枠と配管の隙間が干渉する場合は既設物の移設を行うこと。扉枠と配管の全周溶接を行うこと。

(2) グローブ弁の交換及びゲート弁の取付（図 3 参照）

既設 2 次系配管室窒素ガス配管に設置されているグローブ弁 2 個の交換を行うとともに、窒素ガス供給ヘッダ出口部にゲート弁 1 個を追加設置する。

(3) 2 次系配管室窒素ガスの圧力及び流量測定

実際に窒素ガス供給設備から窒素を供給して消火用窒素ガス配管出口側での圧力及び窒素ガス放出時の流量を測定する。なお、放出された窒素ガスはフレキシブルダクト等を設置して建家外に排気すること。

流量測定作業時には窒素ガスを放出するため、作業場所の換気を十分に行い、酸素濃度の測定及び監視人を配置して酸欠に十分注意して作業を行うこと。

圧力及び流量測定に必要な計器、治具は受注者で準備すること。下記に流量計の仕様を示す。

【サーマルマスフローメータ】

- ・メーカ：東京計装(株)
- ・型式：TF-4150
- ・測定対象：空気、窒素
- ・流量レンジ：0～4,000L/min
- ・精度：±2%F.S.
- ・電源：DC12～24V
- ・数量：1 台

3.5 試験検査

(1) 外観検査

配管類の外観に機能上有害な傷、変形、汚れ、打痕等が無いことを目視にて確認する。

(2) 溶接部 PT 検査

溶接部について、浸透探傷試験を行い、欠陥の無いことを確認すること。

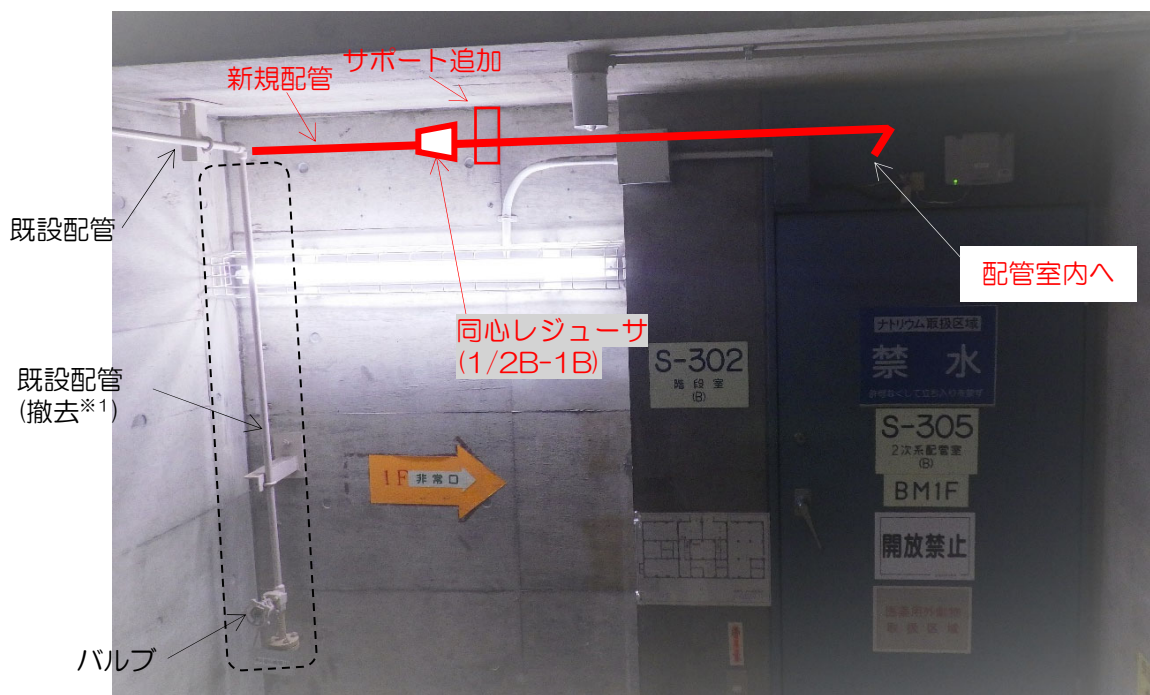
(3) 漏えい検査

新規配管部については、実圧による漏えい検査を行い、漏えいの無いことを確認すること。

(4) 性能検査

窒素ガスの放出の流量が 1000L/min 以上（60 m³/hr 以上）であることを確認すること。

以 上

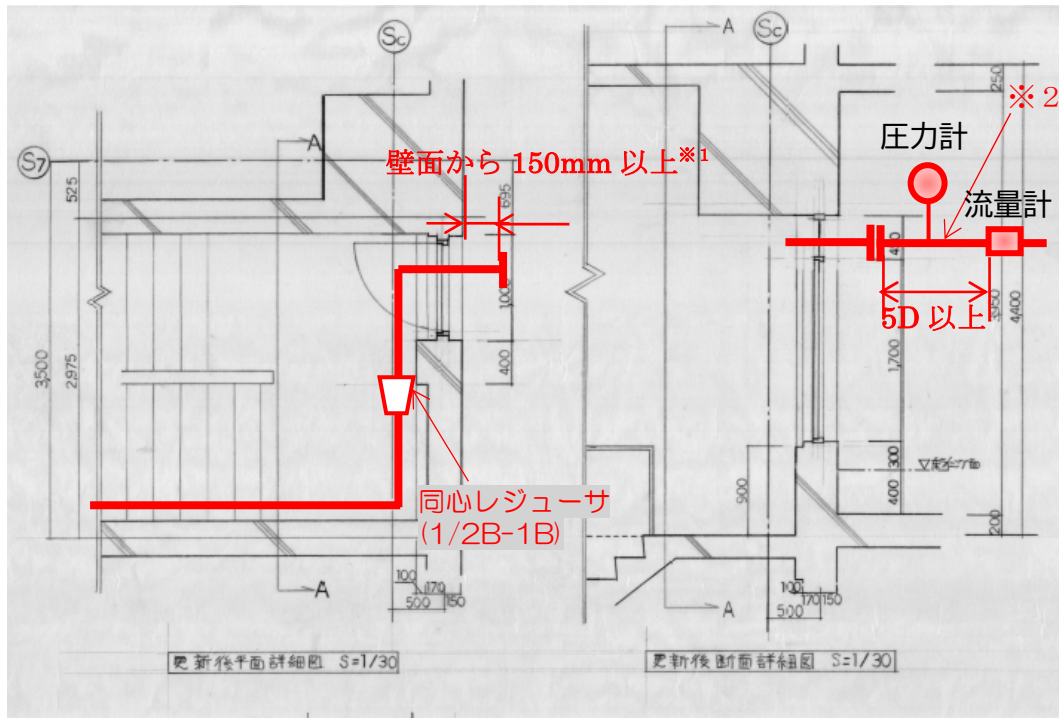


窒素ガス供給配管の仕様 外径：1/2B(Φ21.7mm)/1B(Φ34.0mm、

板厚 3.7mm(Sch80)/4.5mm(Sch80)、材料：STPG370

※1：バルブは既設配管側で操作性のよい位置に移設する。

図1-1 2次系配管室への窒素ガス供給配管設置の概要



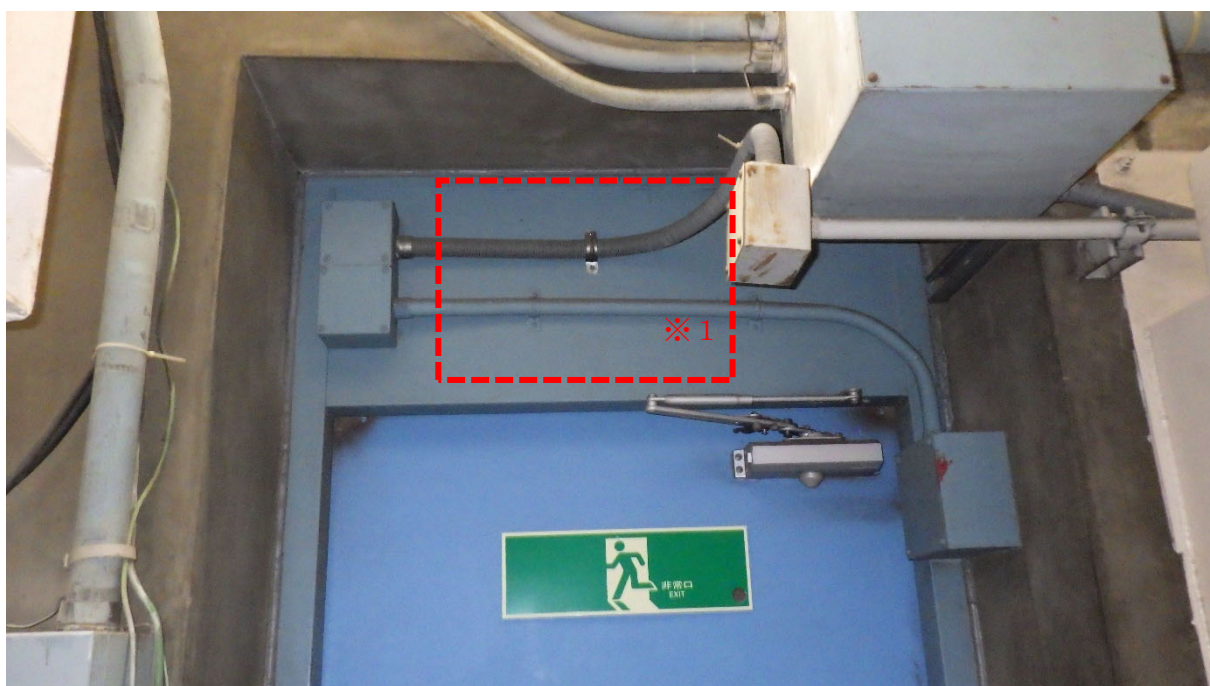
窒素ガス供給配管の仕様 外径：1/2B(Φ21.7mm)/1B(Φ34.0mm)、
板厚 3.7mm(Sch80)/4.5mm(Sch80)、材料：STPG370

(注) 本図は 2 次系配管室(A) (S-303)の出入口を代表として示しているが、2 次系配管室(B) (S-305)の出入口についても同様に設置する。

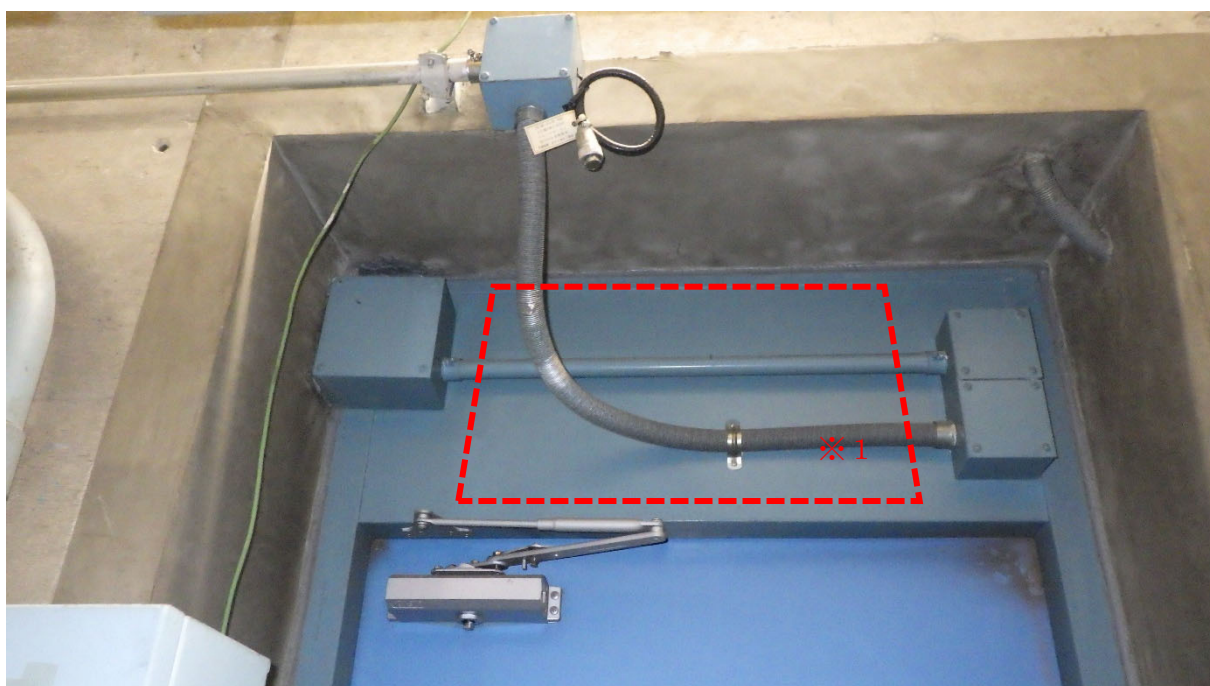
※1：2 次系配管室(A) (S-303)及び(B) (S-305) 室内への挿入長さは、上図に示す壁面から 150mm 以上とする。なお、壁面には 50mm の断熱材が設置されている。また、流量計と接続するためのフランジを設ける。

※2：試験・検査の流量測定のため、フランジ部から直管部を 5D 以上（内径の 5 倍以上）として流量計を取付ける。

図1-2 窒素ガス供給配管設置概略図（流量計等の取付含む）



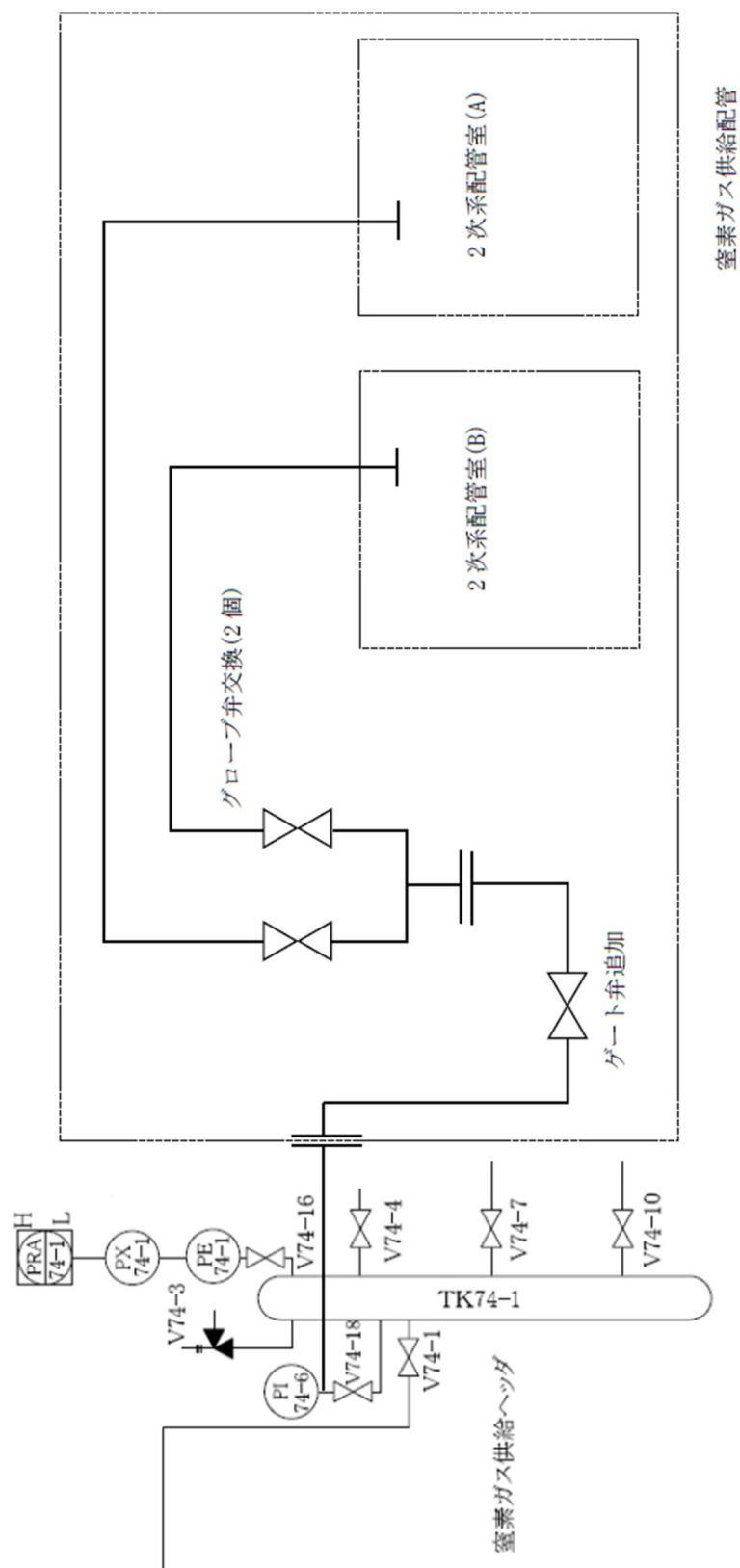
2次系配管室(A)の出入口（配管室側）



2次系配管室(B)の出入口（配管室側）

※1：扉上部に貫通部を設けて配管室内に窒素ガス供給配管を挿入する。

図2 2次系配管室(A)(B)の出入口の配管室側の改造概要



窒素ガス供給配管

図 3 2 次配管室窒素ガス配管系統図

産業財産権特約条項

(乙が単独で行った発明等の産業財産権の帰属)

第1条 乙は、本契約に関して、乙が単独でなした発明又は考案（以下「発明等」という。）に対する特許権、実用新案権又は意匠権（以下「特許権等」という。）を取得する場合は、単独で出願できるものとする。ただし、出願するときはあらかじめ出願に際して提出すべき書類の写しを添えて甲に通知するものとする。

(乙が単独で行った発明等の特許権等の譲渡等)

第2条 乙は、乙が前条の特許権等を甲以外の第三者に譲渡又は実施許諾する場合には、本特約条項の各条項の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と約定しなければならない。

(乙が単独で行った発明等の特許権等の実施許諾)

第3条 甲は、第1条の発明等に対する特許権等を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲、乙協議の上決定する。

(甲及び乙が共同で行った発明等の特許権等の帰属及び管理)

第4条 甲及び乙は、本契約に関して共同でなした発明等に対する特許権等を取得する場合は、共同出願契約を締結し、共同で出願するものとし、出願のための費用は、甲、乙の持分に比例して負担するものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の特許権等の実施)

第5条 甲は、共同で行った発明等を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償にて当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が前項の発明等について自ら商業的实施をするときは、甲が自ら商業的实施をしないことにかんがみ、乙の商業的实施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲、乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(秘密の保持)

第6条 甲及び乙は、第1条及び第4条の発明等の内容を出願により内容が公開される日まで他に漏洩してはならない。ただし、あらかじめ書面により出願を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第7条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、その第三者に対して、本特約条項の各条項の規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第8条 第1条及び第4条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 本特約条項の有効期限は、本契約締結の日から当該特許権等の消滅する日までとする。